

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	さぬき市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst

執行機関名 さぬき市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園の設置者に対し、当該幼稚園に就園する幼児に係る保育料及び入園料の減免をする場合に交付する補助金(以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の10の項 私立幼稚園の設置者に対し、当該幼稚園に就園する幼児に係る保育料及び入園料の減免をする場合に交付する補助金(以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の交付に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	さぬき市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成18年教育委員会告示第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、さぬき市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 補助金は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該幼稚園に就園し、さぬき市内に住所を有する幼児(以下「園児」という。)の保護者に対して保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、当該設置者に対し交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		さぬき市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成18年教育委員会告示第3号)